

仕 様 書

【業務上の留意事項】

- 1) 本業務は、位置図に示す範囲の両側歩道上の街路樹を剪定するものである。
剪定の形状については監督員との協議により決定するものとする。
- 2) 本業務に必要な機械、器具等については、品質良好なもので、乙が負担するものとする。
- 3) 道路等に落下した枝葉については、作業後清掃を行うこと。また、歩道上の植樹柵についても除草、清掃を行うこと。
- 4) 発生した樹木等については、甲の指定する次の場所へ乙が搬入するものとする。搬入時期、方法については監督員と協議すること。なお処分費(運搬費を除く)については甲が負担する。
＜木の枝・葉＞鳴門市瀬戸町明神字馬越26－1 四国リサイクル(株)鳴門営業所
＜草等＞鳴門市瀬戸町堂浦字浦代105－17－2 鳴門市クリーンセンター(変更の場合あり)
予期せぬゴミ等が発生したときは支障のないように回収し、処分については監督員と協議すること。
- 5) 本業務は道路上の作業であるため、必ず交通誘導員を配置し道路の交通に支障のないよう留意するとともに、作業範囲に人や車輛が容易に侵入することのないよう必要な防護措置をとること。
なお配置人数は交通誘導員 B8人を予定している。
- 6) 作業の実施にあたっては、通行人等や作業従事者の安全に十分配慮し、作業範囲に従事者以外の者を立ち入らせないようにすること。
- 7) 作業終了後、作業状況写真及び作業日報、交通誘導員配置報告書等、作業報告書類を提出するものとする。
詳細については監督員と協議すること。